公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２８年（へ）第２号
香川県高松市朝日町５丁目14番１号
申立人　高松帝酸株式会社
代表者代表取締役　太田　賀久
申立人代理人弁護士　八木　俊則
権利を争う旨の申述の終期　平成28年10月27日
平成28年６月13日　甲府簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ307030
金額　661,629円
支払期日　平成28年８月31日
支払地　山梨県韮崎市
支払場所　甲府信用金庫藤井支店
振出日　平成28年４月28日
振出地　山梨県北杜市須玉町穴平1100番地
振出人　株式会社ミラプロ　代表取締役　津金　洋之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第２号
福井県坂井市春江町江留上緑10番地９
申立人　株式会社サンエム
代表者代表取締役　木村　雅仁
申立人代理人弁護士　和田　晋一
権利を争う旨の申述の終期　平成28年９月12日
平成28年６月10日　大垣簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＦ09378
金額　29,912,740円
支払期日　平成28年８月25日
支払地　岐阜県不破郡関ヶ原町
支払場所　株式会社十六銀行関ヶ原支店
振出日　平成28年４月25日
振出地　岐阜県不破郡関ヶ原町
振出人　株式会社オーライズ　代表取締役　杉山　光秀
受取人　白地
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第５３６号
兵庫県神戸市垂水区西脇１丁目３番11号
申立人　松尾なお子
本籍兵庫県加古川市別府町新野辺1127番地、最後の住所兵庫県神戸市長田区庄山町４丁目13番地
不在者　松尾　貞子
昭和19年７月31日生
届出期間満了日　平成28年10月６日
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第１２４号
大阪府箕面市萱野１―22―Ｂ―106
申立人　中島　峯子
本籍兵庫県宝塚市小浜５丁目426番地、最後の住所兵庫県宝塚市小浜５丁目９番21号
不在者　中島　一夫
昭和25年２月５日生
届出期間満了日　平成28年10月７日
神戸家庭裁判所伊丹支部

平成２８年（家）第４９号
山口県岩国市昭和町３丁目９―58
申立人　藤川　幸子
本籍山口県岩国市美川町添谷1062番地１、最後の住所山口県岩国市南岩国町５丁目６番３号
不在者　清水　泰生
昭和28年４月12日生
届出期間満了日　平成28年10月７日
山口家庭裁判所岩国支部

平成２８年（家）第８８１号
三重県津市安濃町川西1473番地
申立人　豊田　朝江
本籍三重県津市安濃町川西1473番地、最後の住所三重県津市安濃町川西1473番地
不在者　豊田　真樹
昭和54年１月31日生
届出期間満了日　平成28年10月７日
津家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１５０号
静岡県沼津市蛇松町32番地
債務者　有限会社ヤマム坂倉商店
代表者代表取締役　坂倉　嘉仁
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
４　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
岩手県二戸市福岡字落久保６番地
債務者　有限会社玉川タクシー
代表者取締役　玉川善次郎
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　三郎、村上　力
４　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１４１号
横浜市金沢区幸浦２丁目16番４号
債務者　湘南食品株式会社
代表者代表取締役　飯島　信行
１　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
４　破産債権の届出期間　平成28年７月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９号
静岡県富士市中柏原新田字中道西106番地の３
債務者　株式会社壽総業
代表者代表取締役　林　　壽弘
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早川　英寿
４　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前11時45分
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７１号
大分市大字羽田字堀川1076番地
債務者　株式会社第一産栄社
代表者代表取締役　佐々木芳雄
１　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安東　正美
４　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２７１号
北九州市八幡東区山王２丁目１番25―201号
債務者　岡本　伸二
１　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今里　晋也
４　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部